

藤沢市建築基準等に関する条例(平成30年条例第10号)新旧対照表

改正後	現行
<p>○藤沢市建築基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年6月22日 条例第10号</p> <p>改正 平成31年3月15日条例第42号 令和元年12月20日条例第29号 令和2年3月6日条例第33号 令和3年5月24日条例第1号 <u>令和4年6月13日条例第1号</u></p> <p>(略)</p> <p>第11章 雑則 (仮設興行場等に対する制限の緩和)</p> <p>第95条 法第85条第<u>6</u>項若しくは第<u>7</u>項の規定による許可を受けた仮設興行場等又は法第87条の3第<u>6</u>項若しくは第<u>7</u>項の規定による許可を受けた興行場等若しくは特別興行場等については、第5条、第6条、第10条、第11条、第19条、第22条、第23条第1項若しくは第2項、第24条、第26条第1項、第</p>	<p>○藤沢市建築基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年6月22日 条例第10号</p> <p>改正 平成31年3月15日条例第42号 令和元年12月20日条例第29号 令和2年3月6日条例第33号 令和3年5月24日条例第1号 <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>第11章 雑則 (仮設興行場等に対する制限の緩和)</p> <p>第95条 法第85条第<u>5</u>項若しくは第<u>6</u>項の規定による許可を受けた仮設興行場等又は法第87条の3第<u>5</u>項若しくは第<u>6</u>項の規定による許可を受けた興行場等若しくは特別興行場等については、第5条、第6条、第10条、第11条、第19条、第22条、第23条第1項若しくは第2項、第24条、第26条第1項、第</p>

28条、第6章第6節若しくは第9節又は第7章の規定は、適用しない。

(略)

附 則(平成31年条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日から施行する。

附 則(令和元年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年条例第33号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年条例第1号)
この条例は、公布の日から施行する。

28条、第6章第6節若しくは第9節又は第7章の規定は、適用しない。

(略)

附 則(平成31年条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日から施行する。

附 則(令和元年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年条例第33号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

(追加)